**安芸太田町不妊治療費等助成事業（不育症検査・治療）**

※詳しくは、「安芸太田町不妊治療費等助成事業実施要綱」をご覧ください

|  |  |
| --- | --- |
| **対象者** | （次の要件すべて満たす方）・夫婦ともに安芸太田町に住所があり居住実態がある方・医療機関において不育症と診断され、治療の必要が認められた者検査・治療を開始した際、原則、法律婚を対象とするが、事実婚関係にある者も対象とする・被保険者等又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条に規定する医療扶助若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条に規定する医療支援給付の対象外の治療を受けた者・町民税等を滞納していない方 |
| **助成額** | １回の治療につき、自己負担額が窓口支払額の３割となるよう助成（上限10万円）※入院治療費及び食事代を含む。ただし、差額ベッド代及び病衣等日用品代は含めない |
| **申請書類など** | 全員必要な書類（県に書類を提出した方は写しで可。様式第１３号は別途記入必要）・法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類　（戸籍謄本等）※事実婚の場合は、夫婦それぞれの戸籍謄本、事実婚関係に関する申立書（様式第１３号）・住所を確認できる書類（住民票等）※事実婚の場合は、世帯全員記載、続柄記載のものを取得してください。・不育症検査・治療等を行った医療機関発行の領収書・振込先口座番号等が確認できるもの※①、②では申請書類、申請方法が異なります①広島県不育症検査費用助成事業実施要綱に基づく助成が決定した者・広島県不育症検査費用助成申請に係る証明書（写し）・広島県不育症検査費用助成事業承認通知書（写し）・不育症検査・治療費助成申請書（様式第５号）・不育症検査・治療費助成申請に係る証明書（様式第６号）②広島県不育症検査費用助成事業実施要綱に基づく助成が決定しなかった者・不育症検査・治療費助成申請書（様式第５号）・不育症検査・治療費助成申請に係る証明書（様式第６号） |
| **申請期限** | ①広島県不育症検査費用助成事業実施要綱に基づく助成が決定した日から２か月以内②検査・治療を終了した時（夫婦いずれか遅い方）の翌日から２か月以内 |
| **申請先****・****問合せ先** | ①（1）広島県が実施している不妊治療支援事業へ申請してください　　　　広島県西部保健所広島支所（保健課健康増進係）　　　　〒730-8511　広島市中区基町10-52　農林庁舎１階　　TEL：082-513-5526（2）安芸太田町が実施している安芸太田町不妊治療費等助成事業へ申請してください安芸太田町　健康福祉課〒731-3622安芸太田町大字下殿河内236　　　　　　　TEL：0826-22-0196②　①（2）に同じ |

